

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年10月30日

**トラック・物流Gメン（関東運輸局）、埼玉労働局と
埼玉県による3者合同荷主パトロールを実施します！**

埼玉県では、改正物流効率化法への対応やトラック運転者の労働環境改善に向け、関東運輸局トラック・物流Gメン及び埼玉労働局と連携し、荷主企業等を訪問する周知啓発活動（パトロール）を実施します。

荷主企業や元請け事業者が配慮すべき内容を周知するほか、中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化やサプライチェーン全体での取引適正化についての周知啓発活動も実施します。

● 合同パトロール**1 日時**

令和8年11月13日（金曜日）10時30分～11時30分（予定）

2 実施場所

東松山工業団地（埼玉県東松山市） 周辺

3 周知啓発内容

- (1) 長時間の恒常的な荷待ち防止について
- (2) 改善基準告示（※1）に配慮した発注について（発注担当者向け）
- (3) 標準的運賃（※2）について
- (4) 中小企業の持続的な賃上げに向けた価格転嫁の円滑化について
- (5) サプライチェーン全体での取引適正化について

※1 改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）：トラック、バス、ハイヤー・タクシー等の自動車運転者に対し、労働条件の向上を図るために設けられている拘束時間の上限、休息期間等についての基準

※2 標準的運賃：法令を遵守して持続的に事業を行えるよう国が参考として定める標準的な運賃

● 問合せ先

- ・ 当日の取材対応を含む合同パトロールについて
関東運輸局埼玉運輸支局 輸送担当 鳥羽、坂田、山口
電話 048-624-1835（音声ガイダンス 1 番）
- ・ 中小企業の持続的な賃上げに向けた価格転嫁の円滑化について
サプライチェーン全体での取引適正化について
埼玉県産業労働部産業労働政策課 戦略会議担当 相澤、今西、成田
電話 048-830-3702